

## 議案第66号

さいたま市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

さいたま市スポーツ振興審議会条例（平成13年さいたま市条例第134号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(委員) 第4条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから 市長が委嘱する。 (1) [略] (2) <u>関係団体の代表者</u> (3) <u>公募による市民</u> 2 [略]	(委員) 第4条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから 市長が委嘱し、又は任命する。 (1) [略] (2) <u>関係行政機関の職員</u> 2 [略]

### 附 則

この条例は、平成29年7月28日から施行する。